



医政発0426第9号
平成31年4月26日

公益社団法人 全国老人保健施設協会 会長 殿

厚生労働省医政局長



「保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令」の施行について

看護行政の推進につきましては、平素より格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、貴機関又は貴団体の関係者各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。